米子市環境審議会会長及び副会長の選出について (事務局案)

米子市環境審議会の会長及び副会長につきましては、米子市環境基本条例第21条の規定により、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定めることとされています。

今回の審議会は、書面による開催のため、会長及び副会長を事務局にて推薦し、下記の事務局案のとおり提案いたします。

【事務局案】

役職名	委員指名	所属団体及び役職名
会 長	藤井 雄三	米子工業高等専門学校教授
副会長	奥田 登	米子市自治連合会会長

【米子市環境基本条例 抜粋】

(会長及び副会長)

- 第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。